

平成24年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 1,006床
- | | |
|-------|--------|
| 一般病床 | 1,000床 |
| 感染症病床 | 6床 |
- (2) 患者数 年間延患者数
- | | | | |
|----|----------|----|----------|
| 入院 | 310,558人 | 外来 | 501,500人 |
|----|----------|----|----------|
- 1日平均患者数
- | | | | |
|----|------|----|--------|
| 入院 | 850人 | 外来 | 2,046人 |
|----|------|----|--------|
- (3) 主要な建設改良事業
- | | |
|---------|-------------|
| 設備改造事業 | 422,926千円 |
| 医療器械等購入 | 1,018,100千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	28,400,000千円
第1項 医業収益	25,863,457千円
第2項 医業外収益	2,486,543千円
第3項 特別利益	50,000千円

支 出

第1款 病院事業費用	28,400,000千円
第1項 医業費用	27,412,972千円
第2項 医業外費用	985,028千円
第3項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,125,687千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	500,313千円
第1項 企業債	495,000千円
第2項 貸付金返還金	255千円
第3項 基金繰入金	5,000千円
第4項 基金運用収入	58千円

支 出

第1款 資本的支出	2,626,000千円
第1項 建設改良費	1,441,026千円
第2項 貸付金	207,000千円
第3項 企業債償還金	977,916千円
第4項 基金積立金	58千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市政総合ネットワークシステム機器設置費(第1期分) (静岡病院)	平成25～29年度	1,545千円
東館・西館・北館カーテン等設置費 (静岡病院)	平成25～29年度	76,293千円
医療機器保守経費(平成24年度購入分) (静岡病院・清水病院)	平成25～30年度	500,000千円
医療機器設置費(その3) (清水病院)	平成25～29年度	100,000千円
ファクシミリ機器設置費 (清水病院)	平成25～29年度	8,500千円
熱源機器改修事業費 (清水病院)	平成25～26年度	390,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業 (清水病院)	195,000千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式	融通条件の定め のある資金につい ては、その融通条件
医療機器 整備事業 (清水病院)	300,000千円	2 借入方法 普通貸借又は 債券発行	で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体	により、その他の資 金については相手 方との協定による ものとする。
		3 借入時期 平成24年度 ただし、事 業進ちよく又 は財政その他 の都合により、 起債額の全部 又は一部を翌 年度に繰り延 べて借り入れ ることができる。	金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。)	ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期間を短 縮し、若しくは繰上 償還又は低利債に 借換をすることが できる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経
費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこ
れらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,736,716千円

(2) 交際費 600千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
300,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,348,862千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	X線血管撮影装置	一 式
	全身用コンピュータ断層撮影装置	一 式

平成24年2月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成24年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 283,825戸 |
| (2) 年間総給水量 | 84,306,516m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 230,977m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

拡張事業費・配水管布設費・施設費 7,385,668千円

静岡清水送水ルート整備事業、鎌田配水場築造工事、

由比第1浄水場改修工事及び管網整備等

送配水管布設	16,010m
導送配水管布設替	11,945m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	10,436,000千円
第1項 営業収益	10,386,876千円
第2項 営業外収益	49,124千円
支 出	
第1款 水道事業費用	10,107,000千円
第1項 営業費用	8,374,186千円
第2項 営業外費用	1,731,814千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,064,000千円は、減債積立金1,107,784千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額345,396千円及び過年度分損益勘定留保資金4,610,820千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,552,000千円
第1項 企業債	3,200,000千円
第2項 国庫支出金	114,750千円
第3項 他会計支出金	32,213千円
第4項 負担金	205,037千円
支 出	
第1款 資本的支出	9,616,000千円
第1項 建設改良費	7,530,492千円
第2項 企業債償還金	2,084,508千円
第3項 予備費	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	南安倍取水場 受変電設備改良工事	505,000	24年度	235,000
				25年度	270,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道マッピングシステム機器設置費	平成25～29年度	29,875千円
給水台帳ファイリングシステム機器設置費	平成25～29年度	6,950千円
新料金システム開発委託料	平成25年度	268,000千円
新料金システム開発に係るデータ移行委託料	平成25年度	10,000千円
市政総合ネットワークシステム機器設置費(第1期分)	平成25～29年度	16,319千円
自動車賃借料	平成25年度	630千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	3,200,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成24年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,674,500千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 藁科地区水道整備事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,213千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、66,764千円と定める。

平成24年2月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成24年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	231,200戸
(2) 年間総処理水量	123,840,000m ³
(3) 一日平均処理水量	339,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	9,399,833千円
下水道管渠布設等	38,655m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	18,521,000千円
第1項	営業収益	15,223,055千円
第2項	営業外収益	3,297,945千円
支		出
第1款	下水道事業費用	18,521,000千円
第1項	営業費用	14,373,496千円
第2項	営業外費用	4,146,504千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,620,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額254,858千円、過年度分損益勘定留保資金160,561千円、当年度分損益勘定留保資金8,204,530千円及び資本剰余金(受益者負担金)50千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	10,576,000千円
第1項 企 業 債	6,710,700千円
第2項 出 資 金	533,800千円
第3項 固定資産売却代金	1千円
第4項 国庫(県)支出金	3,032,800千円
第5項 負 担 金	297,449千円
第6項 その他資本的収入	1,250千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	19,196,000千円
第1項 建 設 改 良 費	9,894,307千円
第2項 企 業 債 償 還 金	9,300,000千円
第3項 受益者負担金返還金	50千円
第4項 その他資本的支出	643千円
第5項 予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道建設事業費	平成25年度	1,804,560千円
	平成25～26年度	1,390,000千円
	平成25～27年度	4,991,000千円
下水道台帳管理システム機器設置費	平成25～28年度	14,408千円
市政総合ネットワークシステム機器設置費(第1期分)	平成25～29年度	15,685千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	6,710,700千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成24年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,889,002千円
(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、24,000千円である。

平成24年2月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏